

# 外国投資家から投資を 受ける上での留意点について

2024年10月  
経済産業省  
国際投資管理室

# **(1) 対内直接投資管理制度の必要性**

(2) 対内直接投資管理制度の概要

(3) 対内直接投資の審査及びリスクへの対処

(4) 今後の対応の方向性

(5) 事前届出制度に係る動向

# なぜ対内直接投資管理制度が必要か？

**【答え】** 対内直接投資は優れた技術やノウハウをもたらし、我が国経済の成長に資するもの。そうした投資活動の自由を確保しながらも、**国の安全等で問題となる場合に対処**するためには投資管理制度が必要。



上記の**問題となる投資に関与**すると、以下のような弊害を被る可能性がある。

## 外為法上

- ✓ 計画していた**投資が行われなくなってしまう**おそれ



## 経済安保上

- ✓ 企業の**レピュテーションリスク**（悪い噂、評判）
- ✓ **企業価値の毀損**のおそれ（株価低下など）
- ✓ **他社から取引が打ち切られる**おそれ

# どういった投資が問題となるのか？

## 想定事例①（技術の軍事転用）

- A国が、軍事転用が可能な機械部品を製造する日本の工作機械メーカーB社を買収し、B社の有する機械部品の設計製造技術がA国に流出した。A国は当該技術を用いて武器等の設計製造に利用し、その結果、日本の安全保障への懸念が増した。



# どういった投資が問題となるのか？

## 想定事例②（供給の途絶）

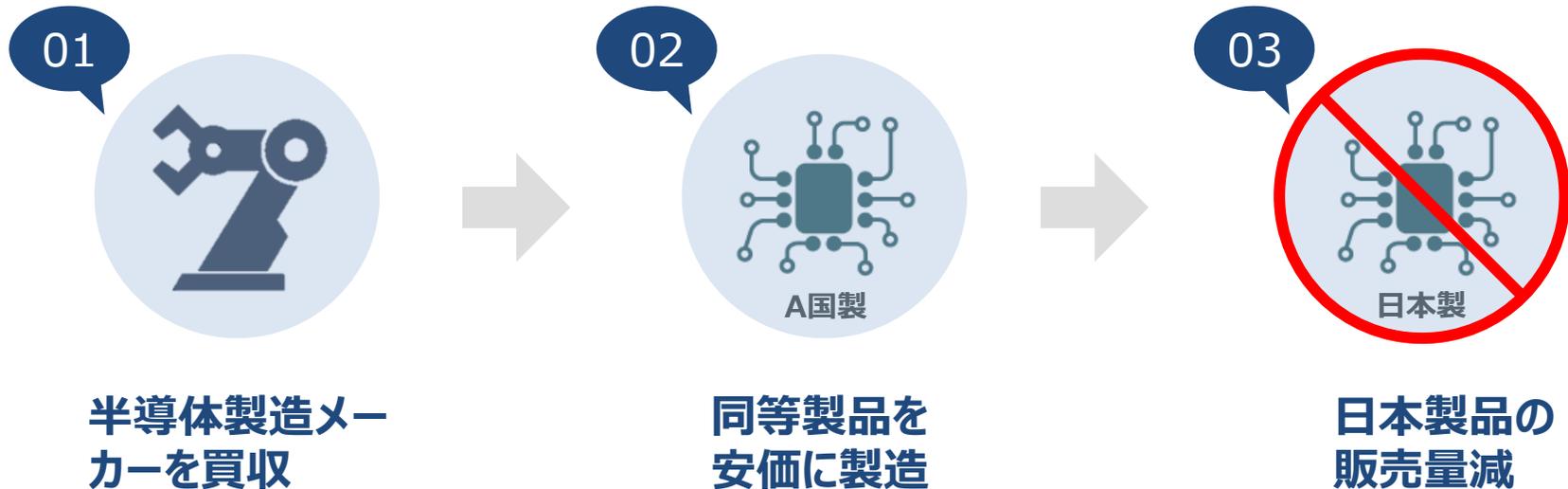
- A国のファンドが**防衛装備品を製造している日本のB社を買収**。A国のファンドはA国政府の支配下であり、卸先を日本国内ではなく、**A国への優先供給に切替え、国内への供給が絶たれた**。代替品調達に難航し、防衛装備品を**国内需要先に卸すことが出来ず、日本の防衛力が低下した**。



# こういった投資が問題となるのか？

## 想定事例③（基盤技術の流出）

- 日本の技術窃取を狙っているA国企業が、日本の製造業の基盤となる半導体製造技術を保有するB社に出資を行い、日本が優位性を持つ半導体製造技術の一部を取得。A国では当該技術を使って、同等製品を安価に製造可能となり、日本の製品が売れなくなった。そのため、日本の半導体産業が衰退し、A国からの輸入に依存するようになった。



# (参考) 経済安保上、問題となり得る取引の例

## 想定事例① (人材の流出)

- A国の人工知能 (AI) を研究するB社が日本に研究拠点として子会社を設立。当該子会社の社長にはAIの先端研究の実績がある日本企業C社の技術部長であったD氏を就任させ、D氏はかつての人脈を利用し、C社の重要な技術者 (E氏等) を引き抜き、AI技術をB社に提供。そのため、C社の技術競争力が失われ、B社やA国の技術競争力が高まった。



日本に外国法人  
の子会社設立



日本人材の  
引き抜きを通じ  
た技術流出



更なる引き抜きを  
通じた技術の流出  
(D氏中心で)

# (参考) 経済安保上、問題となり得る取引の例

## 想定事例② (個人情報等の流出)

- A国の監視カメラメーカーが日本に営業拠点として子会社を設立。設置された監視カメラから映像データを手入力・解析し、政府要人や企業幹部も含めて多くの個人の認証情報や行動情報がA国に漏れた。これらの情報がA国の諜報活動や解析活動に利用されることになった。



- (1) 対内直接投資管理制度の必要性
- (2) 対内直接投資管理制度の概要**
- (3) 対内直接投資の審査及びリスクへの対処
- (4) 今後の対応の方向性
- (5) 事前届出制度に係る動向

# 対内直接投資管理制度の概要

## <事前届出>

- 外国投資家による指定業種を営む日本企業の株式取得等に対して、外国投資家に投資前の届出を義務付け、事前審査（30日間の投資禁止期間内に実施）。
- 国の安全等に問題ある場合は中止等の命令。問題ない場合は投資禁止期間を短縮。
- 届出せずに投資した場合や命令に従わない場合等には罰則。

[例外：事前届出免除]

- 経営非関与など一定の基準遵守を前提に、事前届出免除する制度あり。

## <事後報告>

- 指定業種以外を営む企業に対する一定の対内直接投資は、投資を行った後に事後の報告が求められる。

# 審査プロセスの全体像

審査前

審査中

審査後

事前届出  
業種の選定  
(不断の見直し)

**事前届出**

承認

条件付承認 (誓約)

誓約遵守  
モニタリング

条件遵守  
命令違反

〔違反行為  
等の公表〕

変更・中止の勧告/命令

命令違反

指定業種

特例として  
**事前届出免除**

- ① コア業種以外への投資、又は、コア業種で上場企業への10%未満の出資の場合  
かつ
- ② 経営非関与等の基準を遵守する場合

〔投資後45日以内に提出  
される事後報告を確認〕

基準遵守、トリ  
ガー条項モニタ  
リング

基準遵守  
命令違反

株の売却等の命令  
命令違反→罰則(1)

無届事案  
等のモニ  
タリング

届出漏れ→罰則(1)

事前届出と  
同様の審査

国の安全上の  
懸念がある場合

指定業種  
以外

**事後報告**

(10%以上の出資の場合)

事前届出業種に該当  
していないかチェック

事後報告案件の  
モニタリング

国の安全上の  
懸念がある場合

報告漏れ→罰則(2)

事前届出と  
同様の審査

罰則(1) : 3年以下の懲役 and/or 投資額の3倍以下 (最低100万円) の罰金

罰則(2) : 半年以下の懲役 or 50万円以下の罰金

# 対内直接投資管理にかかると業種の分類

## 事前届出対象業種 (指定業種)

### コア業種以外

国の安全等を損なうおそれがある業種

- ◆ 農林水産業
- ◆ 皮革・皮革製造業
- ◆ 燃料小売業
- ◆ 警備業
- ◆ 放送事業 など

### コア業種

国の安全等を損なうおそれが大きい業種

- ◆ 武器・航空機・宇宙・原子力
- ◆ 原油・天然ガス鉱業、石油精製業
- ◆ レアアース
- ◆ 医薬品・高度医療機器
- ◆ 軍事転用可能な汎用貨物の製造業
- ◆ 特定重要物資関連の製造業 など

※コア業種・コア業種以外の双方に該当する業種あり。

- ◆ 飲食業、食料品製造業
- ◆ 卸売業、小売業
- ◆ 美容業、理容業
- ◆ 出版業
- ◆ 建設業 など

## 事後報告対象業種

# 事前届出免除制度①（制度概要）

- 事前届出免除制度とは、一定の基準の遵守（免除基準遵守）を前提として、株式等の取得時における事前届出を免除し、事後の報告で足りるとする制度。
- 国の安全等を損なうおそれの大きい「コア業種」については、免除制度を利用できる範囲が制限されるとともに、遵守すべき基準が追加される。

## コア業種以外

国の安全等を損なうおそれがある業種

- ◆ 農林水産業
- ◆ 皮革・皮革製造業
- ◆ 燃料小売業
- ◆ 倉庫業（石油備蓄業に限る）
- ◆ 放送事業 など

### 遵守すべき免除基準

- ①自ら又は密接関係者は役員に就任しない
- ②指定業種の事業譲渡等を株主総会に自ら提案をしない
- ③指定業種に係る非公開技術関連情報にアクセスしない

## コア業種

国の安全等を損なうおそれが大きい業種

- ◆ 武器・航空機・宇宙・原子力
- ◆ 原油・天然ガス鉱業、石油精製業
- ◆ レアアース
- ◆ 医薬品・高度医療機器
- ◆ 軍事転用可能な汎用貨物の製造業
- ◆ 特定重要物資関連の製造業 など

### 遵守すべき免除基準

左記の①～③の基準

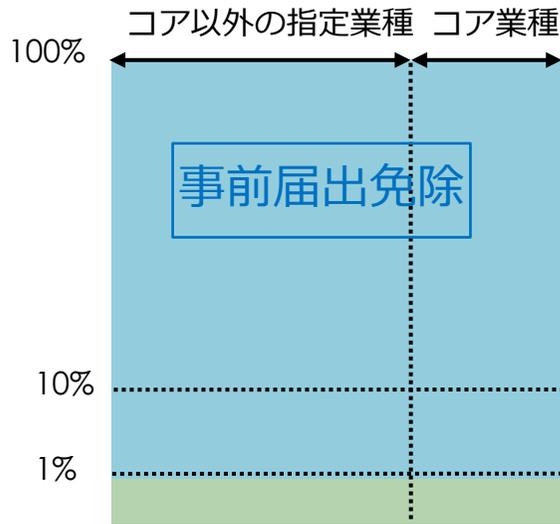
- +
- ④重要な意思決定権限を有する委員会等へ参加しない
  - ⑤取締役会等に期限を付して書面で提案を行わない

# 事前届出免除制度②（利用範囲・適用基準）

上場企業

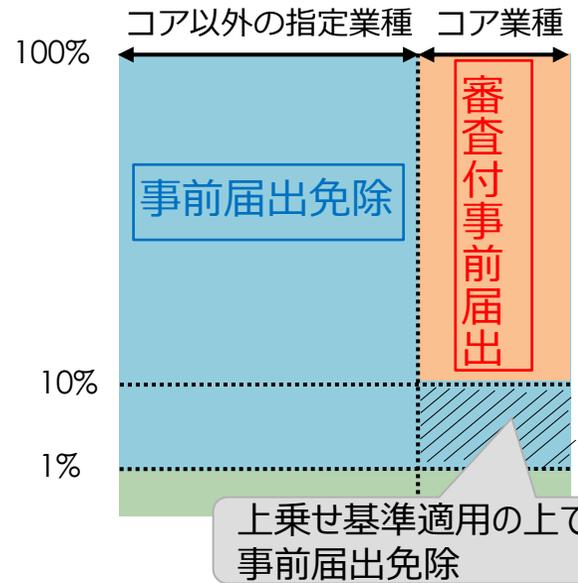
包括免除

外国金融機関



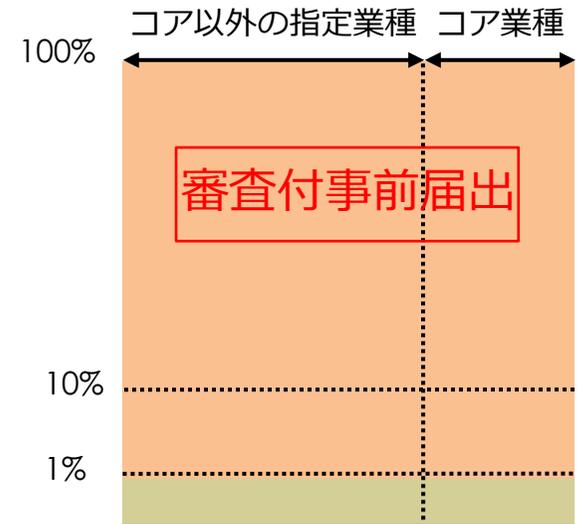
一般免除

一般投資家  
認証を受けたSWF等

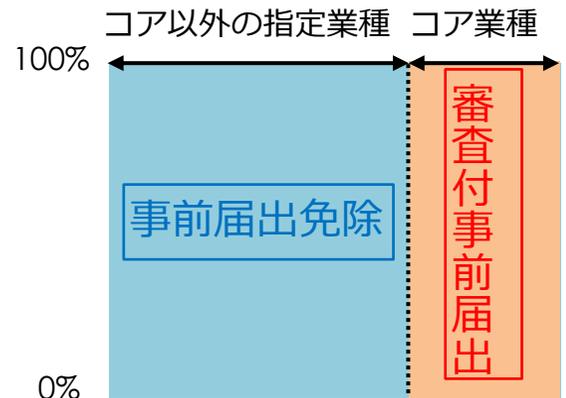
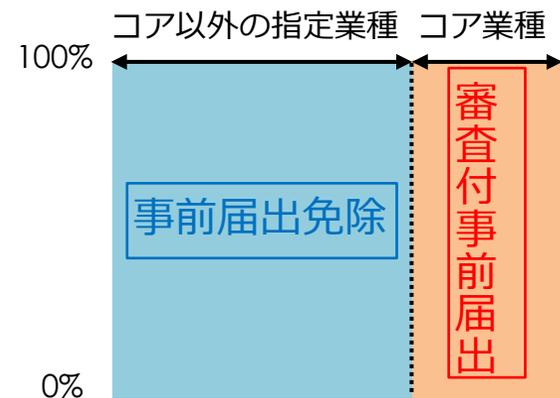


免除利用不可

外為法違反で処分を受けた者  
国有企業等（認証を受けたSWF等を除く）

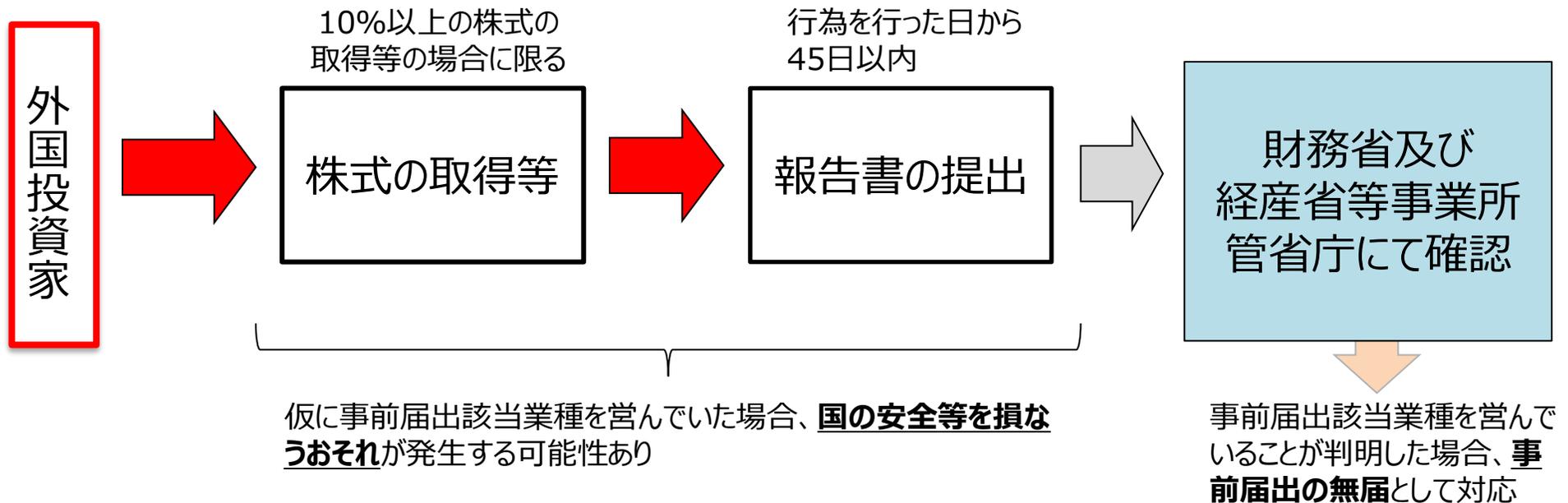


非上場企業 ※ 1株の取得から対象



# 通常事後報告

- 外国投資家による対内直接投資等のうち、事前届出該当業種以外の業種に該当する場合、当該外国投資家には投資等の行為を行った日から45日以内に、事後の報告（通常事後報告）をすることが求められる。



- (1) 対内直接投資管理制度の必要性
- (2) 対内直接投資管理制度の概要
- (3) 対内直接投資の審査及びリスクへの対処**
- (4) 今後の対応の方向性
- (5) 事前届出制度に係る動向

# 対内直接投資の審査に際して考慮する要素①※ (投資先企業の事業内容に関して)

- ✓ 国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護に係る産業の生産基盤及び当該産業の有する**技術基盤の維持に与える影響**の程度
- ✓ 国の安全の確保、公の秩序の維持若しくは公衆の安全の保護に係る**技術若しくは情報が流出**する、又はこれらの**目的に反して利用される可能性**
- ✓ 国の安全の確保、公の秩序の維持又は公衆の安全の保護のために必要な財又はサービスの平時及び有事における、**①供給の条件、②安定的な供給、又は③供給される財若しくはサービスの質に与える影響**の程度

# 対内直接投資の審査に際して考慮する要素②※ (外国投資家の属性に関して)

- ✓ 当該外国投資家等の資本構成、実質的支配者、取引関係その他の属性並びに投資に係る計画及び過去の行動・実績（外国政府等による直接的又は間接的な影響の程度を含む。）
- ✓ 当該外国投資家等が服する条約、法令その他の規範が、国の安全の確保、公の秩序の維持、公衆の安全の保護又は我が国経済の円滑な運営（以下「国の安全等の確保」という。）に与える影響の程度
- ✓ 当該外国投資家等の外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）又は同法に相当する外国の法令の遵守状況

# 対内直接投資の審査に際して考慮する要素③※ (投資・関与の内容に関して)

- ✓ 当該外国投資家等が既に取得している、又は取得しようとしている**株式、持分、議決権、出資証券若しくは社債の数・割合や金額、金銭の貸付けを行う場合の貸付けの累計額や条件が、発行会社・貸付け先の会社に与える影響の程度**（当該外国投資家及び合算対象となる関係者が取得し又は運用することとなる株式の数・割合、保有又は行使・指図することとなる議決権の数・割合を含む。）
- ✓ 当該外国投資家が、**① 発行会社等の取締役若しくは監査役に就任し、又は自らの密接関係者を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させること、② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止に係る議案を発行会社の株主総会に提案すること、又は③ 秘密技術関連情報を取得し若しくは開示を提案し、又は秘密技術関連情報の管理に関する発行会社等の社内規則等の変更を提案すること**を行う可能性及び当該行為が行われた場合の国の安全等の確保に与える影響の程度

## 国の安全等の懸念がある投資への対処方法（誓約付審査了）

- 審査の結果、国の安全等の懸念がある投資に対しては、**一定の事項を外国投資家が遵守**する旨を誓約し、当該誓約の内容も踏まえて審査を了とする場合もある。
- 例えば、国の安全等の懸念に対処するための誓約としては以下考えられる。

(A) 防衛関連部品などの供給途絶のリスクがある場合に対する誓約の例

⇒ **株主総会において、事業の譲渡や廃止など供給途絶に繋がる提案をしないこと**

(B) 技術・データの流出のリスクがある場合に対する誓約の例

⇒ **秘密情報にアクセスしないこと**

(C) 外国政府関与のリスクがある場合に対する誓約の例

⇒ **外国政府等の影響を排除すること**

# 国の安全等の懸念や違反事例への対処方法（モニタリング）

- 事前届出案件への審査に加えて、国の安全等の懸念への対処や無届事案など違反事例の把握のため、各種のモニタリングを必要に応じて実施している。

## モニタリング対象の例

事前届出  
(誓約付審査了)

事前届出免除

事後報告

## モニタリング内容の例

✓ 誓約を遵守しているか否かを確認する

✓ 免除基準事項について、遵守しているか否かを確認する

✓ 報告内容から業種や事業内容を確認し、事前届出対象となる事案でないか、国の安全等に問題がないかを確認する

# 国の安全等の懸念や違反事例への対処方法（インフォースメント）

- 国の安全等の問題のある投資や違反事例について、必要かつ十分な措置を講じ、懸念事項を払拭している。

## 対処するケース

- ✓ 疑義等がある投資や違反事案があり、事案の詳細を調査する必要がある場合
- ✓ 国の安全等に問題がある投資
- ✓ 上記の勧告・命令に従わない場合やその他違反事例に該当する場合

## 取り得る措置の例

**調査**  
(報告徴求・立入検査)

**勧告・命令**  
(投資の中止・変更、株式売却等)

**罰則※**  
(懲役・罰金)

※罰則（事前届出関連）：3年以下の懲役 and/or 100万円以下の罰金（但し、投資額の3倍が100万円を超える場合は投資額の3倍以下とする）  
罰則（事後報告関連）：半年以下の懲役 or 50万円以下の罰金

- (1) 対内直接投資管理制度の必要性
- (2) 対内直接投資管理制度の概要
- (3) 対内直接投資の審査及びリスクへの対処
- (4) 今後の対応の方向性**
- (5) 事前届出制度に係る動向

# 政府の方針

## 経済財政運営と改革の基本方針2024

(2024年6月21日 閣議決定)

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応

(2) 経済安全保障政策 より抜粋

地方局と連携したモニタリングの強化、投資審査の補強等

「**外為法上の投資審査に係る体制強化や実効性確保**、制度の見直しを含む先端技術の輸出管理・技術管理・研究セキュリティ・インテグリティの確保、留学生・外国人研究者等の受入審査強化等の技術流出対策に取り組む。」

## 国家安全保障戦略

(2022年12月16日 閣議決定)

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ 2. 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

(5) 自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進 より抜粋

「…経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、以下を含む措置に取り組む。なお、**取り組んでいく措置は不断に検討・見直し**を行い、…安全保障上の観点から政府一体となって必要な取組を行う。

オ …**投資審査**や輸出管理の**更なる強化**、…等について具体的な検討を進める。」

# 投資管理に関するアウトリーチ

## <目的>

- ✓ 地方局を基点とした、国の安全等に係る懸念になりえる投資行為などの情報収集の拡大
- ✓ 地方の中小企業を対象とした制度や懸念情報の周知

## <具体的な対応>

- ✓ 投資管理制度に関する説明会（2023年1～12月は、合計35回実施、約1,800名が参加）
- ✓ 個別相談 など

## <今後の活動>

商工会、商工会議所、各種支援機関等、対象を拡大しつつ、制度所管の財務省／財務局とも連携しつつ、アウトリーチ活動に引き続き注力

# (参考) 広報チラシを通じた情報収集

外国から投資を受ける前にご相談下さい  経済産業省

以下の事業を行っていれば外為法に基づく事前審査の対象※となり、問題があれば、**投資の変更・中止**が求められる場合があります。ご不明な点がありましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容（\*）

製造業：武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品（例：弾道ミサイルに使われる可能性があるロケットの部品）、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、皮革製品等

その他：電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス等

\*23年5月24日以降、永久磁石・工作機械・産業用ロボット、半導体素子及び部素材、蓄電池並びに金属3Dプリンタの製造業、金属鉱産物の製錬業・精製業等が追加されました。

## <外為法で問題となる投資事例>

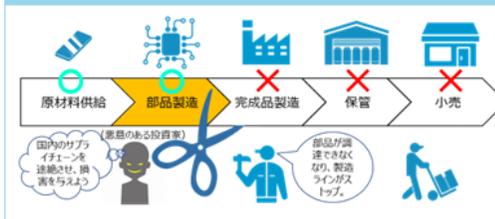
### ■ 技術の国外流出に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が、日本企業を買収することにより、当該企業が保有する重要技術が国外に流出する恐れがある。



### ■ サプライチェーン途絶に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が日本企業を買収し、意図的に生産を止めることになれば、関連産業全体のサプライチェーンが停止する恐れがある。



**投資の変更・中止**が求められる可能性あり

問合せ先の詳細はこちらまで

### □ 問合せ・相談先

●●経済産業局●●部●●課

XX-XXXX-XXXX (代) / XX-XXXX-XXXX (直) / XXX-XXX@meti.go.jp

経済産業省 貿易経済安全保障局 国際投資管理室

03-3501-1511 (代) / 03-3501-1774 (直) / [bzl-toushi-kanri-it@meti.go.jp](mailto:bzl-toushi-kanri-it@meti.go.jp)



※外為法制度一般に関するお問い合わせは、財務省又は日本銀行までお願い致します。

# 指定業種の見直しの動き

- 国の安全等の観点から、事業環境を巡る状況や国内外の情勢にも十分に注意しつつ、指定業種についての不断の見直しを検討・実施する。

## ＜最近の業種追加の動き＞

2019年8月 サイバーセキュリティに関連する業種の追加

2020年6月 医薬品・医療機器に関連する業種の追加

2021年10月 重要金属鉱物資源等（レアアース等）に関連する業種の追加

2023年4月 サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、特定重要物資に関係する業種等を追加。

2024年8月 更なる特定重要物資に関係する業種等を追加。

# 経済安保推進法を踏まえた動き①（2022～23年）

- 2022年12月、安定供給確保への「支援」を目的に**経済安保推進法上の「特定重要物資」**が指定されたことを受けて、特定重要物資に関連する業種を国の安全等の懸念がある外国投資から「守る」べく、外為法の指定業種に追加（※1）。その他、現下の情勢から、必要性の高い業種（3Dプリンタ製造業とドローン製造業）について、追加・明確化を実施（※2）。
- 追加された指定業種は、**2023年4月24日公布（告示）、5月24日完全施行**。

| 経産省所管の特定重要物資（経済安保推進法（政令）） | 外為法の事前審査の対象に追加した業種（告示）   |
|---------------------------|--------------------------|
| 永久磁石                      | 永久磁石・同素材の製造業             |
| 工作機械・産業用ロボット              | 工作機械・産業用ロボット及び同部品の製造業 など |
| 半導体素子及び集積回路               | 半導体部素材・同製造装置の製造業 など      |
| 蓄電池                       | 蓄電池、同部素材及び同製造装置の製造業      |
| 金属鈹産物                     | 第1次・第2次の製錬・精製業           |
| 航空機の部品                    | （既定業種で指定済）               |
| クラウドプログラム                 | （既定業種で指定済）               |
| 液化天然ガス                    | （既定業種で指定済）               |

※1：他省庁関連では、船舶部品の製造業（国交省）、肥料の輸入業（農水省）も「特定重要物資」の関連業種として追加。

※2：既存の航空機製造業に、ドローン（無人航空機）製造業が含まれることを明確化。

# 経済安保推進法を踏まえた動き②（2023～24年）

- 以下のとおりパブコメ（2024年6月19日～7月19日）を実施、その後、**2024年8月16日公布（告示）、9月15日完全施行。**

## 外為法上の投資審査におけるコア業種の追加について

- 外為法は、取引自由の原則の下、国の安全等の観点から必要最小限の業種を指定し、外国投資家による投資に対して、財務省及び事業所管省庁による事前審査を義務付けている。
- 今般、経済安全保障推進法における、安定供給確保を目指す「特定重要物資」の追加指定等を受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点からの外為法上の検討を行った結果、下記の業種について、コア業種（注）への追加を予定。

（注）「コア業種」は、外国投資家（非居住者、外国会社等）による対内直接投資等に関し事前届出が必要となる業種（指定業種）のうち、国の安全を損なう等のおそれが大きいものとして株式取得等に関する事前届出免除を原則利用できない業種

## 追加対象業種

### 【特定重要物資関連業種】

- 半導体製造関連機器の製造業（半導体製造のために専ら用いられる機械器具、部分品、物資及び素材等）
- 先端電子部品の製造業（積層セラミックコンデンサ等の電子部品類及びそれらの素材等）
- 工作機械部品の製造業（ボールねじ、リニアガイドやリニアスケール等の工作機械部品）
- 船舶用機関の製造業（4サイクルであり、かつ、連続最大出力735kw以上の民生船舶用のディーゼルエンジン）

### 【その他、国の安全等の観点から追加する業種】

- 光ファイバケーブルの製造業（石英系の光ファイバ・光ファイバ素線）
- 複合機の製造業（データの送受信機能を有するものであって、複写やスキャン等の複数の機能を有する機械器具）

\* 以上の結果、経済安全保障推進法の「特定重要物資」は、すべて外為法上の対内直接投資等・特定取得のコア業種としてカバーされることになる。

# 経済安保推進法を踏まえた動き②（2023～24年）

- 2023～24年にも経安法の特定重要物資の追加等を踏まえ、指定業種を見直し。**2024年8月16日公布（告示）**、**9月15日完全施行**。

## 外為法上の投資審査におけるコア業種の追加について

- 外為法は、取引自由の原則の下、国の安全等の観点から必要最小限の業種を指定し、外国投資家による投資に対して、財務省及び事業所管省庁による事前審査を義務付けている。
- 今般、経済安全保障推進法における、安定供給確保を目指す「特定重要物資」の追加指定等を受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点からの外為法上の検討を行った結果、下記の業種について、コア業種（注）への追加を予定。

（注）「コア業種」は、外国投資家（非居住者、外国会社等）による対内直接投資等に関し事前届出が必要となる業種（指定業種）のうち、国の安全を損なう等のおそれが大きいものとして株式取得等に関する事前届出免除を原則利用できない業種

※左は、2024年6月のパブコメ時に財務省HPに掲載された概要紙

## 追加対象業種

### 【特定重要物資関連業種】

- 半導体製造関連機器の製造業（半導体製造のために専ら用いられる機械器具、部分品、物資及び素材等）
- 先端電子部品の製造業（積層セラミックコンデンサ等の電子部品類及びそれらの素材等）
- 工作機械部品の製造業（ボールねじ、リニアガイドやリニアスケール等の工作機械部品）
- 船舶用機関の製造業（4サイクルであり、かつ、連続最大出力735kw以上の民生船舶用のディーゼルエンジン）

### 【その他、国の安全等の観点から追加する業種】

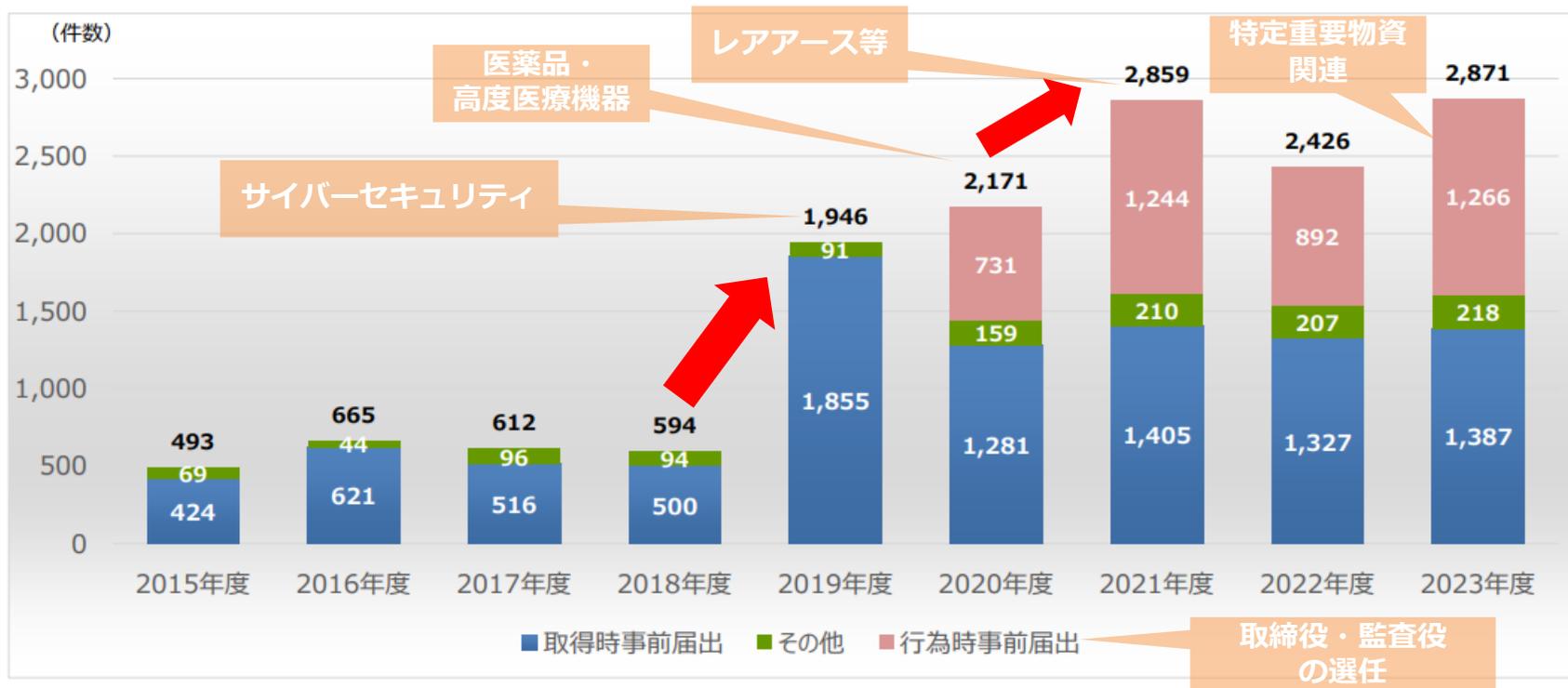
- 光ファイバケーブルの製造業（石英系の光ファイバ・光ファイバ素線）
- 複合機の製造業（データの送受信機能を有するものであって、複写やスキャン等の複数の機能を有する機械器具）

\* 以上の結果、経済安全保障推進法の「特定重要物資」は、すべて外為法上の対内直接投資等・特定取得のコア業種としてカバーされることになる。

- (1) 対内直接投資管理制度の必要性
- (2) 対内直接投資管理制度の概要
- (3) 対内直接投資の審査及びリスクへの対処
- (4) 今後の対応の方向性
- (5) 事前届出制度に係る動向**

# 事前届出件数の推移

- **累次に亘る業種見直しや2020年5月の外為法改正**での株式取得に係る閾値の引き下げ（10%→1%）により、**事前届出の対象範囲が拡大**。
- 2022年は、役員選任等の届出件数が減少し一時的な件数減となったが、2023年4月及び2024年8月の特定重要物資関連の業種追加等の動きもあり、**今後も増加傾向が続くことが見込まれる**。



(注) 「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

# 経済産業省所管業種別の事前届出数の推移

- 2023年度の経産省の所管業種に係る届出は**2,589件（全体の約9割）**。2022年度は減少となったが、2024年8月の業種見直しにより、**2024年度においても件数増加の可能性あり**。

※単位：年度/件

|                     | 2016       | 2017       | 2018       | 2019         | 2020         | 2021         | 2022         | 2023         |
|---------------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 武器、人工衛星、航空機、原子炉製造業等 | 24         | 79         | 95         | 84           | 73           | 94           | 122          | 138          |
| リスト規制該当貨物・技術製造業等    | 118        | 99         | 145        | 172          | 180          | 278          | 204          | 264          |
| 電気・ガス・熱供給事業         | 405        | 349        | 270        | 243          | 339          | 395          | 288          | 296          |
| 石油・皮革製造業            | 28         | 30         | 22         | 56           | 11           | 55           | 20           | 33           |
| サイバーセキュリティ関係（※）     |            |            |            | 1,299        | 1,424        | 1,662        | 1,460        | 1,751        |
| 医薬品・医療機器            |            |            |            |              | 39           | 36           | 52           | 102          |
| 重要鉱物資源関係            |            |            |            |              |              | 0            | 0            | 5            |
| <b>経産省計</b>         | <b>575</b> | <b>557</b> | <b>532</b> | <b>1,854</b> | <b>2,066</b> | <b>2,520</b> | <b>2,146</b> | <b>2,589</b> |

（※）内訳：機器・部品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、サイバーセキュリティ関連、インフラセキュリティ関連、個人情報関連

## 対内直接制度に係る届出書等の提出先、問合せ先等

- 対内直投制度一般についてのお問合せは、財務省にて受付け。以下のとおりHPあり。
  - ・「対内直接投資審査制度について」;  
[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/fdi/index.htm](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/index.htm)
- 届出等については、日本銀行で受付事務などを実施。日本銀行のHPにて、届出書様式および記入の手引等に加え、よく寄せられる質問と回答なども掲載。
  - ・「届出書様式および記入の手引等」;  
<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-down.htm/>
  - ・「外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答:「対内直接投資に関する報告書・届出書」関係」;  
[http://www.boj.or.jp/about/services/tame/faq/t\\_naito.htm/](http://www.boj.or.jp/about/services/tame/faq/t_naito.htm/)

- 経済産業省では、経産省所管業種に係る業種解釈のお問合せ等について対応。連絡先等は以下のとおり。

### <連絡先>

貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課国際投資管理室  
03-3501-1774（直）

- ・「投資管理-経済産業省における対内直接投資管理について」;  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/toushikanri/invest-control.html>

ご静聴ありがとうございました。